

購買品肥料・ 農薬大口利用農家

対策について

大口農家のニーズに応えるため、価格優遇措置並びに情報提供などの弾力的な事業展開を目的とし、令和7年3月1日より下記の通り実施致します。

記

【対象農家】

耕地・耕作面積に拘わらず、基準年は農家等自らが、本制度を利用しようとする年の、前の年（1月1日から12月31日までをいう）を基準年とする。値引年度は毎年3月1日より2月末日までとする。肥料・農薬をあわせた年間購入合計金額（消費税を除く）が50万円以上の個人農家・農業団体・農業法人・集落営農組織・担い手等を対象とする。

【対象品目】

肥料並びに農薬

※当用購買品については、自己取り値引を終了いたします。
なお、予約購買品につきましては引き続き自己取り値引を行います。

【優遇措置】

- ①条件 肥料並びに農薬をあわせた年間の購入金額50万円（消費税別）以上とし、別表のとおり4ランクに区分する。
- ②対策 肥料並びに農薬大口利用農家は供給金額に対して都度引きの実績値引を実施する。

（別表）

前年の肥料・農薬購入金額	値引率（%）
50万円以上 ～ 75万円未満	2%
75万円以上 ～ 100万円未満	3%
100万円以上 ～ 200万円未満	4%
200万円以上	5%